

4月から下水道使用料が変わります

上下水道事業所
からのお知らせ

今回の改正は、合併協定に基づくもので、合併後3年以内に伊里前と志津川両処理区の下水道使用料を統一するという協定にもとづく変更です。変更内容は、次のとおりです。

基本使用料（税抜き）

基本使用水量	新使用料	現行使用料	
		伊里前処理区	志津川処理区
10㎡まで	1,700円	1,700円	1,900円

超過使用料（税抜き 1㎡当たり）

超過使用水量	新使用料	現行使用料	
		伊里前処理区	志津川処理区
10㎡を超え20㎡までの分	210円	190円	210円
20㎡を超え30㎡までの分	225円	210円	220円
30㎡を超え50㎡までの分	235円		230円
50㎡を超え100㎡までの分	250円	230円	240円
100㎡を超える分	260円	250円	250円

※参考 一般家庭で1カ月当たり20㎡使用した場合の比較

使用水量等	新使用料	現行使用料	
		伊里前処理区	志津川処理区
基本使用料 10㎡定額	1,700円	1,700円	1,900円
超過使用料 10㎡×単価	2,100円	1,900円	2,100円
消費税	190円	180円	200円
合計	3,990円	3,780円	4,200円

新使用料については、平成21年4月の使用水量分（5月請求分）から適用となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

4月から水道業務の一部を民間委託します



「私たちが担当します。」南三陸町ウォーターサービス（左から）浅野博史さん、兼田知恵さん、高橋和彦さん

昨年の広報10月号でもお知らせしましたが、水道事業経営の効率化、サービスの質の向上を目指すため、平成21年4月から水道業務の一部を民間委託します。安全な水を安定的に供給するための経営改革、サービス向上を目指しての取組みですので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いたします。

◇委託会社

フジ地中情報㈱・㈱西原テクノサービス・㈱アイシーエス共同企業体
（略称：南三陸町ウォーターサービス）

◇委託する業務

- ・水道料金の賦課、収納に関する業務
- ・水道使用開始、休止、給水装置工事受付等の窓口業務
- ・メーター検針、メーター器交換業務
- ・漏水調査、修繕業務
- ・水道施設維持管理業務（平成22年4月1日から）
- ・水質検査業務（平成22年4月1日から）

※上記（または右記）以外の業務はこれまで同様に上下水道事業所の職員が行います。

◇民間委託により変わる場所

- ・委託会社の社員が、上下水道事業所内で業務を行います。
- ・水道料金、漏水等水道に関する問い合わせや各種手続き等、窓口業務は委託会社に対応いたします。
- ・7月よりメーター検針時のお知らせ票が新しくなる予定です。

◇民間委託しても変わらない場所

- ・メーター検針、メーター器交換、漏水修繕業務は、これまでも民間に委託していますので、業務時間や業務内容等、住民サービスの内容に大きな変更点はありません。

◇水道に関する問い合わせ先（4月1日から）

- ・南三陸町ウォーターサービス（上下水道事業所内）
フリーダイヤル 0120-037-132

きれいで安全な水道水の供給

水道水には、利用者にきれいで安全な水を供給するため、水質基準が定められており、浄水場などの施設が整備され、適正な運転管理を行っています。また、水質基準を満たした水道水が供給されているか確認するため、水道水質の検査を定期的に行っています。

平成21年度水道水質検査計画の概要

町では、より安全で良質な水道水を供給するため、毎年水質検査計画を策定し、水質検査の適正化と透明性の確保に努めています。

法令に基づく検査

町内7カ所の蛇口の水で、残留塩素濃度など3項目の検査を毎日1回ずつ行います。また、町内6カ所の蛇口の水で、一般細菌など10項目の検査を毎月1回ずつ行います。このほか、全項目検査として、一般有機物など50項目の検査を年4回行います（ただ

独自に行う検査

法令に基づく検査のほかに、水源の水について、毎月検査を行う項目を月1回、全項目検査を年1回行います。また、各配水地域の異なる蛇口の水（町内7カ所）において、毎月検査を行う項目を月1回行います。このほか、水質管理目標設定項目検査（トルエンなど）として、水源の水を年

検査結果などを公開

上下水道事業所では、水質検査計画の詳しい内容、最近の検査結果などを町のホームページで公開しています。

問い合わせ

上下水道事業所 ☎46-5600

りあす訪問看護ステーションの利用について

りあす訪問看護ステーションは、家庭で寝たきりか、寝たきりに近い状態にあり、看護や介護を必要としている方などなたでも利用できます。寝たきりの方が急変した場合でも、より適切な対応を迅速にとることができまので安心して利用できます。

◇利用方法

かかりつけ医師の指示書が必要となりますので、かかりつけ医師、りあす訪問看護ステーション、公立志津川病院内科外来、南三陸町地域包括支援センター、担当介護支援専門員等にご相談ください。

◇サービスの内容

- ・健康相談や症状の観察と看護
- ・日常生活の看護（例）食事、清掃、排泄ケア、水分栄養管理等
- ・医師の指示による医療処置（例）床ずれや切り傷の処置等
- ・ご家族等への相談や支援

◇個人の負担額

訪問看護には、介護保険適用（町の要介護認定を受けている方）と医療保険適用があり、個人の負担が異なります。

【介護保険の場合】

- ・30分以内の訪問看護 1回 425円
- ・30分から1時間未満の訪問介護 1回 830円
- ・1時間から1時間30分未満の訪問介護 1回 1,198円

【医療保険の場合】

- ・訪問看護基本療養費の1割（後期高齢者）か3割が個人負担となります。

※詳しくは、りあす訪問看護ステーションにお問い合わせください。

◇問い合わせ りあす訪問看護ステーション

☎47-2151

公立志津川病院5階に事務所がありますので、お気軽にお立ち寄りください。